

建設キャリアアップシステム活用モデル工事〔営繕〕 試行要領

1. 目的

本要領は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促進するため、神奈川県県土整備局発注の営繕工事において、受注者が発注者に対してCCUSを活用することを協議し、CCUS活用目標の達成状況に応じて工事成績評定で加点するモデル工事（以下「CCUS活用モデル工事」という。）の試行を実施するため、必要な事項を定め、もってCCUS活用モデル工事試行の円滑な実施に資することを目的とする。

2. 用語の定義

本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- ・ 下請企業： 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- ・ 技能者： 元請け企業及び下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- ・ CCUS登録事業者： 元請け企業及び下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- ・ CCUS登録技能者： 技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- ・ 計測日： 登録事業者率、登録技能者率又は就業履歴蓄積率を計測する日をいう
- ・ 登録事業者率： 「計測日におけるCCUS登録事業者の数」／「計測日における元請け企業及び下請け企業の数」
- ・ 登録技能者率： 「計測日におけるCCUS登録事業者のCCUS登録技能者数」／「計測日における元請け企業及び下請け企業の技能者の数」

- ・就業履歴蓄積率： 「計測日において建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数」／「計測日において工事現場へ入場した技能者の数」
- ・カードリーダー： CCUSの技能者の就業履歴情報の登録に対応した、現場に設置する端末のこと。
- ・現場利用料： CCUSの技能者の就業履歴情報の登録（カードタッチ）ごとに発生する料金であり、元請事業者として現場管理者を登録する事業者が支払いを行う費用のこと。

3. CCUS活用モデル工事

（１） 対象工事

神奈川県県土整備局が発注した営繕工事のうち、受注者が別紙「試行工事対応届出書」間の協議により、本試行要領に基づきモデル工事を行うことに合意した工事を対象とする。

なお、当面の間は、カードリーダ等により登録技能者の就業履歴情報の登録（蓄積）が30日以上行われる見込みのある工事を対象とする。

（２） 事業者登録等の確認

受注者は、対象工事の協議が成立後すみやかに、以下の書類等を発注者に提出し、確認を受けるものとする。

項 目	確認（提出）書類の例
① 事業者登録	CCUSの施工体制登録事業者一覧（元請け企業の登録状況のみを確認します。）
② 現場・契約情報登録	CCUSの現場・契約情報
③ 技能者登録	CCUSの施工体制登録技能者一覧（1名以上の技能者の登録が完了していることを確認します。）

(3) 受注者が実施する内容

計測日における登録事業者率・登録技能者率・就業履歴蓄積率を計測し、各計測値の平均値を算出する。

なお計測日は、本体工事及び仮設工事に着手後1か月以内を初回とし、その後3か月以内に1度の計測日を設定するものとし、受発注者間の協議の上で決定するものとする。(初回を含め計測日が3回に満たない場合は最低3回の計測日を設定する)

また、全工事期間における就業履歴の延べ人数及び重複を除いた実人数についても計測する。

(4) 実施状況の報告

受注者は、上記の「(3) 受注者が実施する内容」に記載のある実施内容について、CCUS活用実績報告書(様式1)を作成するとともに、報告内容が確認できる資料を添付して(添付する資料については、様式1参照)発注者に報告(提出)するものとする(※1)。

また、工事期間における就業履歴の蓄積状況が確認できる資料(カードリーダー等の設置状況写真やCCUSの就業履歴一覧[月別カレンダー]等)についても工事完成時に発注者に報告(提出)するものとする。

※1 受注者は、各計測日毎速やかに、発注者に報告(提出)するものとする。なお、様式1については、既に報告が完了している計測値等も記載することとし、最終計測については、各計測値の平均値も算出し報告するものとする。

4. CCUS活用に係る費用

CCUS活用に要する費用は受注者の負担とする。

5. 工事成績評定への加点

監督員は、本要領に基づくCCUS活用が確認できた場合、かつ次の表における目標基準を全ての項目で達成した場合に、工事成績評定点で1点(考查項目別運用表の主任技術評価者における、創意工夫項目のその他で2.5点)を加点する。

指標	目標基準
平均登録事業者数	70%
平均登録技能者数	50%
平均就業履歴蓄積率	30%

6. アンケート調査

受注者は、発注者からのアンケート調査について検査後 7 日以内に次の Web アンケート回答システムにより回答するものとする。

《Web アンケート回答システム》

【 https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=113548】



7. その他

この要領に定めのない事項については、協議により定めることとする。

附則

この要領は、令和 4 年 9 月 15 日から施行する。

この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。